

序 文

本報告書は、日本弁理士会中央知的財産研究所において、2020年11月から2022年1月まで開催された、「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」をテーマとする研究部会の研究成果をとりまとめたものである。

本研究部会は、研究者及び実務家のメンバーにより構成され、原則月1回のペースで各研究員からの報告と全員によるディスカッションを行う形で進められた。本来であれば、研究員が一同に会して部会を開催したかったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、残念ながらすべての部会はオンラインで行われた。なお、本報告書の論文の掲載順は、研究部会における報告の順番に沿っている。

本研究部会のテーマの背景となった問題意識は、以下のとおりである。

第一に、知的財産制度を巡っては、近年、AIやIoT等の技術革新、オープンイノベーションの進展、標準の重要性の高まり等を踏まえた制度運用が必要となっている。さらに2020年の新型コロナウイルス感染症の発生により、ワクチンや医療関連技術の開発・普及、社会活動の急速なデジタル化等の新しい課題について、知的財産制度が的確に対応することが強く求められている。

第二に、近年、知的財産の保護強化、利用円滑化等の観点から、重要な制度改正が相次いでなされたところである。具体的には、産業財産制度の損害賠償関連規定、意匠法、著作権法、種苗法等の改正である。

第三に、上記のような制度改正が実現した後にも、さらに、政府において、特許権に係る差止請求権や損害賠償制度のあり方等について検討が続けられている。

本研究部会では、以上のような動きを踏まえ、時代の要請に応える知的財産権のエンフォースメント（権利行使をはじめとする権利の保護に関する制度・手続を広く意味する。）は何かという観点から、種々の具体的論点について検討することとした。なお、本研究部会の前に日本弁理士会関西会において開催された研究部会は、「『超スマート社会（Society 5.0）』に適合する知的財産保護の制度のあり方」という未来志向的なテーマのもとで開催されたが、今回の部会では、むしろ現行制度を前提としつつ、これをいかに効果的に運用するかという観点から、研究を行うこととした。

以上のような方針のもと、本研究部会では、本報告書に示されているように、特許法、商標法、意匠法、著作権法、不正競争防止法、種苗法等の多様な制度に関し、現代の最先端の課題について検討が行われた。本報告書が、時代の要請に応える知的財産制度のあり方に関心をお持ちの、日本弁理士会会員の皆様をはじめとする多くの読者のお役に立つことを、心から期待している。

最後に、この場をお借りして、多忙な中を積極的に研究に取り組んでいただいた各研究員に、厚くお礼を申し上げます。また、意義深い研究部会を設立いただき、きめ細かな支援をしてくださった日本弁理士会及び中央知的財産研究所の関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和4（2022）年7月吉日

日本弁理士会中央知的財産研究所

「知的財産権のエンフォースメントの
新しい地平」研究部会

主任研究員 鈴木 將文